論　説

民事訴訟における必要的請求併合のルール（５）
ーミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールを中心としてー

小　松　良　正

1　序論
2　ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルール
　1　1963年のミシガン一般裁判所規則（GCR）203
　2　1985年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203(A)項
　3　1999年の改正ミシガン裁判所規則（MCR）2.203(A)項
3　判例の概観
　1　1985年の改正ミシガン裁判所規則2.203(A)項（以上途中まで11号）
　2　1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203(A)項（以上途中まで12号から14号、以下本号）
4　必要的請求併合のルールがわが国の民事訴訟理論に与える示唆
5　結語

3　判例の概観

2　1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203(A)項（続き）

（21）Watson v. Trevino[(1)]

原告 Derek および Dawn Watson（原告ら）の42U.S.C.§1983に基づく過度の不法な力の行使を根拠とする本件請求は、2003年１月14日の Flint 地区麻薬取締グループの構成員（FANG）による捜索令状の執行から生じた。原告らの主張によれば、警察による手入れの時点で、FANG は、ミシガン州警察所の警察官、および Genesee 郡の種々の法執行担当者から構成されていた。2003年１月14日、FANG 構成員の警察官が、原告らの玄関のドアをこわして家屋

(1) WL 201084（E.D.Mich.2007）．なお、本文中に付された下線は、すべて筆者が付したものである。

になだれ込み、原告らを目覚めさせた。警察官らは、まったくドアをノックしたり、彼らの存在を知らせたりせず、また違法な麻薬を根拠とする捜索令状を執行するために原告らの家屋に立ち入ったことも示さなかった。警察官のChristopher Rhindは、抜いた拳銃をDawn Watsonに向け、「卑劣な奴め、ひざまずけ！」と叫んだ。Rhind警察官は、足をDawn Watsonの尻にあて、拳銃を彼女の頭に当てて、彼は捜索令状を有していると述べ、彼女に麻薬がどこにあるか尋ねた。Dawn Watsonは、彼が何をいっているのかわからない、と答えた。ほかの警察官が、拳銃を抜いて原告らの子供部屋に立ち入り、ベビー・ベッドから赤ん坊をさっと抱き上げた。原告Derek Watsonは、彼が睡眠をとっていた地下室から、住居の居間に入ってきた。警察官が原告に叫んだとき、原告は、ひざまづき、手を頭の上にあげた。警官らは、原告に対して、さらに「卑劣な奴め、身をかがめろ！麻薬は、どこにある？」と叫んだ。原告は、彼らが何をいっているのかわからない、と答えた。警官らは、原告を床に伏せさせるため原告に手を挙げさせている間、原告を蹴ろうとした。原告が依然としてひざまづき、手を挙げている間、警察官の一人が、彼の後頭部を鈍器で殴り、「卑劣な奴め、身をかがめろ！麻薬は、どこにある？」と言った。その後、原告は、胎児のような姿勢を取らされ、その際、警官らは、彼を殴ったり蹴ったりした。それから、被告である警官らは、原告に手錠をかけ、彼の眼に催涙スプレーを吹きかけた。警官らが、麻薬探知犬を連れてきた後、警官らは、原告らに捜索令状を提示した。令状を取得する際、警官らは、原告らが彼らの住居にいくつかのコカインを有していたという密告者からの情報に基づいて、違法に行為した。警官らは、捜索令状の執行前に、独立に密告者の陳述を全く確認しなかったし、また原告らの住居を監視することもしなかった。警官らは、コカインを探し当てることはできず、原告の地下室に居住していた原告Derek Watsonの兄弟が所持するわずかな量のマリファナを発見するにとどまった。さらに、原告らは、彼らが警官らに対して提起した訴えの結果として、内部調査によれば、ある警官らは、令状に関する宣誓供述の際に、原告らの住居に立ち入るための相当な理由を得ようとして、虚偽の陳述をした、と主張している(2)。

(2) 被告らの事実の陳述については、省略した。

2005年5月17日、原告らは、Genesee郡巡回裁判所において、郡、及びFelix Trevino, Don Urban, Troy Bonadurer, およびKevin Salterを含めた個人らを被告として、二回目の訴えの変更の書面を提出した。原告は、次のような請求を行った。すなわち、Ⅰ　脅迫および暴行、Ⅱ　違法逮捕および不法監禁、Ⅲ　重過失、である。原告は、連邦法上の請求をその訴状に含めることができたが、含めなかった。

州裁判所における訴訟が依然としてGenesee郡において係属中に、原告は、2005年8月30日に、§1983に基づく過剰な暴力を主張して、係属中の州裁判所の訴訟においても被告とされている（1）Felix Trevino,（2）Don Urban,（3）Troy Bonadurer, および（4）Kevin Salterらを被告として、連邦法上の訴えを提起した。原告らは、変更された第二の訴えにおいて挙げられていなかった4名の被告ら、すなわち（5）Steven Colosky、（6）Tim Cook、（7）Christopher Rhind 、および（8）Scott Rustを追加した。連邦裁判所における訴状の表題には、「訴状において主張されている取引または事件から生じたその他のなんらの係属中のまたは終結した民事訴訟も存在しない」との記載が明確になされていた[(3)]。原告側の訴訟代理人は、2006年11月22日の申立てに関する審理において、その書面が裁判所に提出された時点において係属中の州裁判所の訴訟が存在することを認めた。ちょうどその時点において、訴状の表題における原告らの誤解を生じさせる書面のため、裁判所は、原告らが、同一の事件から生じた関連する、係属中の州裁判所の訴訟を有していたことを認識できなかった。その結果、裁判所は、2005年9月12日、連邦訴訟事件の取下げを認めたのであるが、これは明らかに原告らが、その時点では、州裁判所での訴訟の追行を選んだからである。後に指摘されるように、原告らが州裁判所において有利な裁判を受けなかった時点ですぐに、彼らは、連邦裁判所に復帰した。州裁判所および連邦裁判所の訴訟事件は、同一の一連の事実と同一の一団の被告らを含んでいたにもかかわらず、いずれの時点においても、原告らは、州裁判所の訴えを変更して、その他の被告らであるColosky、Cook、Rhind 、およびRustを含める申立てを行わなかった。さらに、原告らは、州裁判所の訴えを変更して、§1983に基づく過剰な暴力を根拠とする請求を追加する申立

(3) Watson v. Trevino,No05-73350 (E.D.Mich.Sept.12,2005).

てを全く行わなかった。

2005年10月21日、原告らは、Rick Kane を除いて、最初の連邦法上の訴えにおいて被告とされたのと同一の被告らに対する §1983に基づく過剰な暴力を根拠とする請求を主張して、2005年 9 月12日に取り下げられたものとほとんど同一の連邦法上の訴えを提起した。第二の訴状は、最初の訴状に含まれていた「訴状において主張されている取引または事件から生じたその他のなんらの係属中のまたは終結した民事訴訟も存在しない」との表題を省略していた。

2006年 4 月10日、州裁判所は、被告 Bonadurer に対する原告らのすべての請求について、被告勝訴の正式事実審理に基づかない裁判を認容した。2006年 4 月26日、州裁判所は、被告 Trevino に対する脅迫並びに暴行、および違法逮捕に基づく請求を棄却した。原告らは、2006年 5 月17日、被告 Trevino に対する二つの請求が棄却されたことを争点として、州裁判所の裁判に対して控訴を提起した。2006年 5 月26日、当事者らは、被告 Urban および Salter に対する請求について、訴えの取下げに同意した。2006年 7 月 3 日、当事者らは、被告 Trevino に対するその他の不法監禁および重過失に関する請求について、訴えを取り下げることに同意した。2006年 7 月14日、州裁判所は、原告らのその他の請求を棄却した(4)。2006年 8 月16日、ミシガン州控訴裁判所は、被告 Trevino に対する二つの訴因についてなされた正式事実審理に基づかない裁判に対する原告らの控訴を時機に遅れたものとして却下した・・・(5)。

被告 Colosky および Rhind は、2006年 6 月19日に、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行った（事件番号51）。被告 Bonadurer は、2006年 8 月30日に、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行った（事件番号71）。被告 Cook、Rust, Salter および Urban は、2006年 9 月 1 日に、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行った（事件番号72）。

裁判所は、2006年10月25日、命令を発し、当事者に対して、州裁判所の裁判が本件連邦訴訟事件に及ぼす可能性のある遮断効について意見を述べる補充書面を提出するよう求めた（事件番号81）。被告 Bonadurer は、州法上の請求について被告勝訴の州裁判所による正式事実審理に基づかない裁判の認容は、連

(4) *See* Watson v. Genesee County,No.04-80209-CZ（Genesee County Cir.Ct.July 14,2006）.

(5) Watson v. Genesee County,No.270536 （Mich.Ct.App.Aug.16,2006）.

邦裁判所において原告らが同一の争点について再度争うことを遮断する、と主張した。他の被告らは、以下のような理由で、州裁判所の訴訟が何らかの遮断効を有するものとは考えていない旨の意見書を提出した。すなわち、（1）警察官 Salter, Trevino および Urban らは、州裁判所において不利益を伴わずに訴えが取り下げられたからであり、（2）警察官 Colosky,Rhind, Cook, および Rust は、州裁判所において全く被告とされなかったからである。原告らは、証人および被告らの証言調書において、彼らが、もっぱら連邦の訴訟事件でなく州の訴訟事件に関連した争点のみを議論していたことは明らかである、との意見書を提出した。

連邦裁判所は、被告 Bonadurer の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容して、次のように判示した。

「被告 Bonadurer は、原告らは、§1983に基づく過剰な暴力を根拠とする請求を主張することを禁止される、なぜなら、ミシガン州裁判所は、2006年4月10日に、原告らの州法上のすべての請求について、被告に正式事実審理に基づかない裁判を認容したからである、と主張する。原告らの準備書面は、被告 Bonadurer に関する州裁判所の判決のコラテラル・エストッペルの効果について触れていない。連邦裁判所は、州裁判所の判決に対して、法廷地の法に従いその判決に付与されるのと同一の遮断効を付与しなければならない[(6)]。州裁判所の終局判決は、連邦裁判所から同一の事件から生じた連邦法上の請求についての管轄権を排除するものではないが、既判事項及びコラテラル・エストッペルの原則が、なお原告らの請求を遮断するであろう[(7)]。

ミシガン州法によれば、既判事項の原則は、以下の要件を満たす場合に、第二の後訴を遮断する。すなわち、（1）前訴が、その本案について判断されたこと、（2）両訴訟が、同一の当事者または彼らの関係人を含むこと、および（3）第二の訴訟における審判の対象事項が、前訴において解決され、または解決することができたこと、である[(8)]。・・・MCR2.203（a）項（必要的請求併合）を参照。ミシガン州の裁判所は、広い既判事項の原則を採用してきたの

(6) Migra v. Warren City Sch.Dist.Bd.of Ed.,465U.S.75,81,104S.Ct.892,79L.Ed.2d56 (1984).

(7) ExxonMobil Corp.v.Saudi Basic Indus.Corp.,544U.S.280, 292-93, 125S.Ct.1517, 161 L. Ed.2d454 (2005).

(8) Adair v.State,470 Mich. 105,121,680N.W.2d 386 (2004).

であり、その原則は、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば併合提起することができたが併合提起しなかったすべての請求を遮断するのである[(9)]。ミシガン州では、当事者は、§1983に基づく請求を州裁判所に提起することができることもまた、十分に確立されている[(10)]。最後に、ミシガン州裁判所によるある請求についての正式事実審理に基づかない裁判の登録は、本案に関する終局的裁判として機能する[(11)]。同様に、ミシガン州裁判所は、当事者が以下のような三つの要件を証明することができれば、コラテラル・エストッペルが適用される、と判示している。すなわち、（1）判決にとり重要な事実上の争点が、現実に争われかつ有効な終局判決により判断されたこと、（2）同一の当事者がその争点を争う十分かつ公正な機会を有していたこと、および（3）エストッペルの相互性が存在しなければならないこと、である[(12)]。

州の事実審裁判所は、被告 Bonadurer に対して、正式事実審理に基づかない裁判を認容し、その事件から彼を解放した。当裁判所は、既判事項とコラテラル・エストッペルの原則が、被告 Bonadurer に対する原告らの §1983に基づく請求を遮断する、と判示する。Adair 事件での要件によれば、原告らの被告 Bonadurer に対する先の州法上の請求は本案について判断され、連邦および州の両訴訟は同一の当事者を含み、そして過剰な暴力に基づく請求は、州裁判所の訴訟において解決することができた。コラテラル・エストッペルによれば、当裁判所は、警察官が脅迫や暴行を行わなかったという本案についての判断は、必然的に、§1983に基づく過剰な暴力を根拠とする請求について必要とされる事実上の争点を争うものであることを指摘する[(13)]。さらに、当事者は、

---

(9) Adair, 470 Mich. at 121, 680N.W.2d 386.

(10) Dep't of Treasury v.Campbell,161Mich.App.526,529,411N.W.2d 722 (1986).

(11) Capital Mortgage Corp.v.Coopers & Lybrand, 142Mich.App.531, 536,369N.W.2d 922 (1985).

(12) Monat v. State Farm Ins. Co.,469Mich.679,682-84,677N.W.2d843 (2004).

(13) *See* Van Vourous v. Burmeister, 262 Mich. App.467, 479-83, 687N.W.2d (2004)（コラテラル・エストッペルの原則によれば、過剰な暴力に基づく請求を本案において棄却する連邦裁判所の裁判は、その後の州裁判所の訴訟手続において、原告が警察官による脅迫および暴行に基づく請求を再度争うことを遮断する、と判示）; *see also* Page v. Bouchard, No.04-73875,2005　WL2290988,4（E.D.Mich.Sept.20,2005）（unpublished）（既判事項とコラテラ

州裁判所において関連する争点を争う十分かつ公正な機会を有していた。それゆえ、当裁判所は、被告 Bonadurer の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容する・・・」。

本件では、原告は、最初に、被告に対して脅迫並びに暴行、違法逮捕並びに不法監禁、および重過失を根拠とする州法上の請求に基づく訴えを州裁判所に提起したが、その訴訟の係属中に、被告に対して、過剰な暴力を根拠とする連邦法上の請求に基づく訴えを連邦裁判所に提起した。その後、最初に提起された州裁判所の訴訟では、被告に対する勝訴判決が言い渡され確定したため、その後に提起された被告に対する連邦法上の請求に基づく訴えが遮断されるかどうかが問題となった。

ミシガン裁判所規則2.203（A）項の必要的請求併合のルールによれば、原告は、同一の事件から生じた被告に対して有するすべての請求を単一の訴訟において併合することを要求される。そこで、まず第一に、原告が、同一の事件から生じた数個の請求のうちの一つについて先行訴訟を提起した後、同一の事件から生じた他の請求について後発訴訟を提起したときは、後発訴訟は、重複した訴訟として不適法とされることになる。第二に、同一の事件から生じた数個の請求のうちの一つについて訴えを提起し、この訴えについて判決が確定した場合は、原告が同一の事件から生じた他の請求に基づく後訴を提起することは、請求不併合に対する失権的効果により遮断されることになる。本件では、原告が、同一の事件から生じた州法上の請求に基づく訴えを提起し、その訴訟の係属中に連邦法上の請求に基づく訴えを提起しており、この時点では、連邦法上の請求に基づく後発訴訟が不適法として却下される可能性があったものと思われる。しかし、その後、原告の提起した州法上の請求に基づく前訴について判決が言い渡され確定したため、同一の事件から生じた連邦法上の請求に基づく訴えが、必要的請求併合のルール（既判事項の原則）に基づき遮断されるものと判示されたものと考えられる。

ル・エストッペルは、州裁判所が原告の脅迫および暴行に基づく請求を棄却した後、原告が§1983に基づく過剰な暴力を根拠とする請求を再度主張することを遮断する、と判示）；Grey v. Morris, 95 F.3d 1152, 1996 WL 494996（6th Cir.Aug.29, 1996）（ unpublished table opinion）.

（22）Griffin v. Reznick[14]

原告 Lynn Griffin は、Seldom Rest Farms（以下、Seldom Rest）を所有していたが、Seldom Rest は、1999年、先の被告である Deere Credit,Inc.（以下、Deere）から John Deere コンバインの購入の資金を調達した。2003年 9 月、Deere は Seldom Rest を被告として、ミシガン州 Eaton 郡巡回裁判所に訴えを提起し、コンバインに関する動産担保の合意に違反したことを主張したが、この訴訟は、Wienner & Gould, P.C. 法律事務所（W&G、本件被告）により代理されていた。2004年 4 月、Deere は、Seldom Rest に対して約97,600ドルを認容する勝訴判決を得た。コンバインの売却により債権について充当を行った後、Seldom Rest に対する Deere の残債務は、約39,400ドルとなった。

Deere は、Seldom Rest に対する判決債務の残額を取り立てるために、被告 Due Process of Michigan,Inc.（DPM）および Robert J. Reznick らを雇用した。2005年12月22日、DPM と Reznick は、Seldom Rest の法人住所地（それは、その当時、Griffin の家屋でもあった）で、判決債務を取り立てようとした。

Seldom Rest は、ミシガン州裁判所に申立てを行い、差押財産の返還と Deere が請求した過剰な費用に対する制裁金の賦課を請求した。Seldom Rest は、その財産を差し押さえた個人らは、差押えの権限を有していなかった、と主張した。証拠調べの後、州裁判所は、2007年 4 月に意見を述べ、Deere に対してトラックの返還と、代理人が Griffins から差し押さえた5,518ドルの返還を命じた。

Seldom Rest は、再審理の申立てや判決に対する救済の申立ても行わず、また彼らはミシガン控訴裁判所に控訴しなかった。約 1 年後、Griffin らが、州裁判所に訴えを提起し、その訴えは、当裁判所に移管された。すなわち、Griffin らは、2007年暮れ、Reznick およびその他のすべての被告らに対して、ミシガン州 Eaton 郡巡回裁判所に訴えを提起し、被告 Seth D. Gould（Gould）および法律事務所である Winner &Gould,P.C.（W & G）は、2008年 1 月に、適時に本件を当裁判所に移管する申立てを行った。送達を受けたその他のすべての被告らは、同月、適時に答弁書を提出した（ただし、Eaton County および Thomas J. Royal Ⅱらは、それぞれ適時に 2 月及び 3 月に、答弁書を提出し

（14）WL 4741738（W.D.Mich.2008）.

た）。被告 Gould、W ＆ G および David Ellenbogen らは、2008年６月、却下または正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、Griffin らは、2008年７月１日、これに反論する準備書面を提出し、申立てを行った３名の被告らは、2008年９月に、再答弁書を提出した。それ以来、何らの書面の提出も訴訟手続も行われていない。

本件連邦上の市民的権利に関する訴訟における３名の被告は、彼らに対する訴えを却下するか、または選択的に、州裁判所における前訴での裁判が、ミシガン州のコモン・ローによれば既判事項となるとの理由に基づき、彼らについて正式事実審理に基づかない裁判を求める申立てをしている。

Paul Maloney 首席裁判官は、以下に述べる理由により、被告らの申立てを却下し、原告がすべての被告に対するすべての請求について訴訟追行することを認める、と判示した。

「十分な信頼と信用法[15]は、『州裁判所の訴訟記録および訴訟手続は、合衆国内におけるすべての裁判所において、それらが、それらのなされたその州の裁判所において法律上または慣行上有するのと同一の十分な信頼と信用を有する』、と規定する。言い換えれば、連邦裁判所は、州裁判所の判決に対して、それらが言い渡された州の裁判所において有するのと同一の遮断効を付与しなければならない[16]。それゆえ、当裁判所は、申立てを行った３名の被告らに対する Griffin の請求が、州裁判所の前訴判決により遮断されるかどうかを判断するため、ミシガン州法を適用するものとする。

既判事項の原則とは、『際限のない訴訟は、訴訟当事者を不穏、混乱、および混沌に導くものであり、その結果、裁判に要する時間の非効率的な利用を生じさせるものであるとの承認』を表したものである・・・。『ミシガン州裁判所は、既判事項の原則について広いアプローチをとってきたのであり、既判事項の原則は、以下の要件を満たす場合に、後訴を遮断する、と判示してきた。すなわち、（１）前訴が本案について判断されたものであり、（２）両訴訟が、同一の当事者または彼らの関係人を含んでおり、および（３）後訴における事項が、前訴において解決され、または解決することができたものであることで

(15) *See* 28 U.S.C.§1738.

(16) Bates v. Van Buren Twp.,459F.3d731,734（6th Cir2006）（*citing* Migra v. Warren City School. District Board of Education, 465 U.S.75, 80-82,104S.Ct.892,79L.Ed.,2d 56（1984））.

ある』[17]。その原則は、『すでに争われた請求だけではなく、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば、提起することができたが提起しなかったすべての請求を遮断する』[18]。当裁判所は、ミシガン州における既判事項の原則の第一の基準は満たされていると判断する。なぜなら、州裁判所裁判官は、前訴（John Deere Credit, Inc. v. Seldom Rest Farm,Inc., ミシガン州 Eaton 郡巡回裁判所 ）をその本案について判断したからである。州裁判所の裁判は、もっぱら、証拠と両当事者の主張の内容に基づいており、それは終局的な裁判であり、暫定的、条件的、または「不利益を伴わない」解決ではなかった・・・。

ミシガン州における既判事項の原則の第二の基準（当事者的関係人）は充足されるであろう。しかし、当裁判所は、この争点に言及する必要はない。なぜなら、第三の基準が充足されていないからである。本件訴訟における Griffin の請求、およびこれらの請求が関係を有するほとんどずべての争点が、前訴において実際に争われてはいなかったことは、争いがない。それゆえ、問題は、適切な注意を払えば、Seldom Rest が、前訴において自らのためにまたは Griffin のために、これらの争点または請求を提起することができたかどうか、である。この質問に対する答えは、「否定」である・・・。

ミシガン州最高裁は、『積極的な救済を求める訴訟当事者の権利が、彼に対して主張された訴訟原因から独立しており、かつそれがその訴えに対する抗弁としてのみ使用されたときは、彼は、後訴においてそれに基づいて積極的な救済を求めることを遮断される』、と判示してきた[19]。本件では、積極的な救済を求める原告らの権利は、前訴において抗弁として使用された。その訴訟では、John Deere Credit が、Griffin および Seldom Farm Rest から、金銭および車両を取り立てた。Griffin の抗弁は、令状を執行した裁判所職員による不適切な脅迫を理由として、John Deere Credit は、それらの財産の保持を許されるべきではない、というものであった。それゆえ、原告らは、取立て行為の不適切性を根拠とする積極的な救済を求めることを遮断されるのである。なぜなら、原告らは、前訴においてこの根拠を抗弁として使用したからである。言い

（17）Bates, *supra* note（16）, 459 F.3d at 734（*quoting* Adair v. State, 470 Mich.105, 680 N.W. 2d 386, 396（Mich.2004））.

（18）*Id*.

（19）Ternes Steel Co.v. Ladney, 364Mich. 614, 619,111N.W.2d 859, 861（Mich. 1961）.

換えれば、本件の争点は、前訴において解決されたのである。それゆえ、請求遮断効の第二の要件が充足されるのである[20]。

異議申立人が正当に指摘するように、ミシガン州における既判事項の原則の適用は、Griffin らが、前訴の Deere と Seldom Rest 間の訴訟の当事者により主張されなかった責任についてのセオリー（法的視点）を主張したという事実により、排除されない[21]。

9　それにもかかわらず、異議申立人らは、彼らの当事者的関係人と推定される者（Seldom Rest）が、前訴（Deere v. Seldom Rest）においてこれらの被告らに対する請求を主張するために必要な手段を取らなかったことを理由として、ミシガン州最高裁が Griffin らの彼らに対する請求は遮断されるであろうと判示することを当裁判所に確信させるミシガン州の先例を確認していない。異議申立人らは、ミシガン州最高裁は、『積極的な救済を求める訴訟当事者の権利が、彼に対して主張された訴訟原因から独立しており、かつそれがその訴えに対する抗弁としてのみ使用されたときは、彼は、後訴においてそれに基づいて積極的な救済を求めることを遮断される』、と主張する[22]。その文言は、これまで、ミシガン州の判例法を表している[23]。

しかし、異議申立人らによる Ternes 事件の記述は、誤解を生じさせる不完全なものである。異議申立人らは、都合よく、ミシガン州最高裁が以下のよう

---

(20) Energy Reserves, Inc. v. Consumers Power Co., …561 N.W. 854, 861 [Mich..App.]1997). P's Opp at 12-13（他の内部の注は、省略）。

(21) Yorkv. Wayne Cty.Sheriff,157 Mich.App.417, 403 N.W.2d 152,155-156（Mich. App.1987).・・・; *see e.g.,*
Genesee Care,LC v. Oskey Bros. Const. Co., Inc., 2004 WL 1778940, 3（Mich.App. Aug. 10,2004）（当裁判所は、必要的請求併合に適用されるミシガン裁判所規則2.203(A)項に関するいずれの規定によっても、本件への既判事項の原則の適用を支持する。なぜなら、新訴は、異なるセオリー〔法的視点〕に基づき、裁判された問題を再度争うことになるからである）・・・。

(22) Movant's Reply at 5（*quoting* Ternes Steel Co.v. Ladney, 364Mich. 614, 111N.W.2d 859, 861（Mich. 1961)).

(23) *See e. g.,* Schuhardt v. Jensen, 11 Mich. App. 19, 160 N.W.2d 590, 591（Mich. App.1968)（原告は、前訴で、彼の訴訟原因を積極的抗弁として主張したときは、本件においてそれを再度主張することを禁止される）（*citing* Ternes, 364 Mich. 614, 111N.W. 2d 859, and Leslie v. Mollica, 236 Mich.610, 211 N.W.267（Mich.1926)）。

に述べたその意見のまさにその次の文を引用していない。すなわち、『もし、当事者が、彼の請求を前訴における抗弁として使用しないか、または、前訴に対する反訴として使用しなかったときは、彼は、その後、別訴において積極的な救済を求めるための訴えを提起することを遮断されない』[24]。ミシガン州最高裁は、さらに、その法準則を当該事件の請求に適用して、次のように述べた。すなわち、言い換えれば、原告は、担保約束違反を前訴における抗弁として主張することができ、それを前訴における抗弁および反訴として主張することができ、または、彼は、その後、それに基づき積極的な救済を求めて訴えを提起することができるが、彼は、それらを結び付けることはできないのである。ひとたび彼がその争点を提起するならば、それは、完全かつ最終的に判断されなければならないのである[25]。異議申立人らは、ミシガン州最高裁が、ミシガン州における既判事項の原則についての Ternes 事件の意見を覆しまたは実質的に変更したことを示さなかった。反対に、ミシガン州の下級裁判所は、この問題について Ternes 事件判決に従ってきた[26]。

当裁判所の記録が示す限りにおいて、前訴の Deere v. Seldom Rest 事件において、当事者的関係人と推定される Seldom Rest は、Griffin の現在の請求を、判決債務を取り立てるための Deere の訴訟に対する抗弁または反訴として主張しなかった。とりわけ、異議申立人らは、Seldom Rest が、42 U.S.C.§§1983および1985、連邦適正債務取立手続法、ミシガン州消費者保護法、またはミシガン州におけるコモン・ロー上の共謀を、Deere に対する抗弁または反訴として使用したとの何らの証拠も提出していない。それゆえ、Ternes 事件の判例によれば、ミシガン州最高裁は、Griffin の現在の請求を既判事項として遮断しないであろうと考えられる・・・

---

(24) Ternes, *supra* note (19),111N.W.2d at 861 (emphasis added) (*citing* Mimnaugh v. Partlin, 67 Mich.391, 34 N.W. 717 (Mich. 1887) and Jennison Hardware Co. v. Godkin,112 Mich. 57, 70N.W.428 (Mich.1897)).

(25) Ternes, *supra* note (19), 111 N.W.2d. at 861 (emphasis added).

(26) *See, e.g.,* Bormuth v. Hillcrest Mem. Park, 1998 WL 1989, 576, 1 (Mich.App. Oct.16 , 1998) (p.c.) (P.J. Whitbeck, J. McDonald, Cir. J. Hicks) (原告らは、彼らの現在の不法行為上の請求を、前訴の少額請求訴訟において抗弁または反訴として使用しなかったので、既判事項の原則は、その請求に基づいて訴えることを遮断しない) (*citing* Ternes and Kellepourey v. Burkhart, 163 Mich.App.251, 413 N.W.2d 758 (Mich.App.1987).

さらに、Griffin らは、Seldom Rest が前訴において彼らの請求を反訴として提起しないとの判断をしたことにより、彼らの請求が遮断されないことを強く示唆する、公表されたミシガン州控訴裁判所の裁判を確認している（Schultz 事件）[27]・・・。当裁判所としては、ミシガン州の裁判所は、Seldom Rest が

（27）Board of Cty. Road Comm'rs for Eaton Cty. v. Schultz, 205 Mich. App. 371, 521 N.W. 2d 847（Mich. App.1994）. なお、Schultz 判決の翌年、ミシガン州控訴裁判所の他の合議体が、「Sprague v. Behagiar 事件において、・・・同一の事情の下で、ある請求を遮断した」。Pryor v. City of Lansing, 70 F.App'x 810, 814（6th Cir.2003）（Kennedy,Cole,U.S.D.J. Glen Williams）（emphasis added）（ *citing* Sprague v. Behagiar, 213 Mich.App.310, 539 N.W.2d 587（Mich.App.1995））. 当該第六巡回区の合議体は、Schultz 判決を、ミシガン州における既判事項の原則の例外と呼んだが（Pryor, 70 F App'x at 814）、そのような特徴づけの根拠は、明らかではない。当該巡回区は、同一のまたは類似した状況の下で、Schultz 判決よりも Sprague 判決を支持するいかなる審級でのミシガン州の判例も引用しなかった。*See* Pryor, 70 F App'x at 813－814. いずれにせよ、ミシガン州控訴裁判所は、Schultz 判決とその後の Sprague 事件における判決との間におけるこの判例の分裂に注目はしたが、解決はしなかった。*See* Pryor, 70 F App'x at 814（*citing* Karp v. Michigan Nat'l Bank, 2001 WL 721383（Mich.App.Feb.27, 2001））. *See* Karp, 2001 WL 721383 at 8（確かに、Sprague 判決は、前訴において提起することのできた反訴に関する訴えを遮断するという趣旨である一方、当裁判所の他の合議体は、Schultz 判決において反対の結論をとった。しかしながら、当裁判所は、この判例の衝突を解決する必要はない。というのは、原告の当初の訴えに基づく請求は、実際に前訴において争われたからである）。いずれにせよ、1990年以降に公表されたミシガン州控訴裁判所の二つの判例の裁判の間には、いわゆる「判例の分裂」は存在しえないのである。ミシガン州控訴裁判所の Sprague 事件における裁判が、Schultz 事件におけるそれ以前の合議体による裁判と抵触する限りにおいて、ミシガン裁判所規則は、明確に最初の裁判に従うことを命じる。上述のように、ミシガン裁判所規則7.215（J）（1）は、「ミシガン州控訴裁判所の合議体は、1990年11月1日またはそれ以後に言い渡された、先に公刊された控訴裁判所の裁判により確立され、かつ当規則に規定されているように、最高裁または控訴裁判所の特別合議体により破棄または変更されていない法準則に従わなければならない」、と定める。*See also*, Novak v. Nationwide Mut.Ins.Co., 235 Mich. App. 675, 599 N.W. 2d 546, 554（Mich. App.1999）. ミシガン州最高裁は、近時、この要件が引き続き有効であることを再確認した。最高裁は、わざわざ、異なる法準則の宣言を意図した後に公表された裁判ではなく、より以前に公表された裁判に従うべき義務を強調した・・・。Romain v. Frankenmuth Mut.Ins.Co., 754N.W.2d 257,258（Mich.2008）（per curiam for a unanimous Court）・・・. したがって、1994年に Schultz 事件において公表されたミシガン州控訴裁判所の判決が、依然としてミシガン州下級裁判所に対して拘束力を有する先例となっている。ミシガン州最高裁によるこれと反対の示唆または傍論さえ存在しないとすれば、Schultz 事件判決が、本件のような状況において、ミシガン州裁判所

Deere v. Seldom 事件において Gould, W & G, および Ellenbogen らに対して第三当事者の訴えを提起し種々の請求を主張しなかったことを理由に、判決後の訴訟において、異議申立てを行った被告に対する Griffin の請求を遮断しないであろう、と結論付けなければならない」。

本件では、裁判所規則2.203（A）項における必要的請求併合のルールと、被告の防御方法（defense）との関係が問題となった。まず第一に、ミシガン裁判所規則2.203（A）項に基づき、原告は、同一の事件から生じた被告に対するすべての請求を単一の訴訟において併合しなければならない。これに対して、第二に、被告が原告に対して有する請求を反訴として提起するかどうかは、裁判所規則2.203（B）項に基づき被告の意思に委ねられており、任意的反訴のルールが採用され、必要的反訴のルールは採用されていない[28]。したがって、被告は、反訴として提起しなかった請求に基づき、その後、別訴を提起することができるものとされている（ただし、別訴の請求が、前訴での結論と矛盾するならば、必要的反訴のルールではなく、既判事項のルールが適用され、後訴が排斥されるものとされる[29]）。第三に、被告が原告の提起した前訴においてひとたび反訴を提起したときは、被告は、同規則2.203（A）項に基づき、当該反訴請求が生じたのと同一の事件から生じた原告に対するその他のすべての請求を反訴請求として併合して提起しなければならないものとされている。

次に、被告の防御方法のうち抗弁と必要的併合請求のルールとの関係については、同規則の注釈書において、次のような指摘がなされている[30]。すなわ

が既判事項の原則についてどのように判示するかを最もよく予測するものである、とする。

(28) 1961年に制定され1963年に施行されたミシガン一般裁判所規則（GCR）203条の草案を起草した合同委員会は、当初、アメリカ連邦民事訴訟規則13条(a)項の必要的反訴の規定を模範として、必要的請求及び反訴のルールを定めていた。しかし、草案が最終的にミシガン州最高裁に提出された時点で、必要的反訴のルールは削除された。削除された理由は明らかではないが、この点について、Blume 教授は、反訴を必要的なものとしていた規則草案の規定は、現在の理論的展開と一致してはいるが、手続上の過失により、請求を喪失するという危険を増加させるからであることを指摘される。*See* Blume, *The Scope of a Cause of Action − Elimination of the Splitting Trap*, 38MICH.STATE BAR JOURNAL 10, at 13 (1959). この点について、拙稿「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（1）」国士舘法学第19号148頁以下（1986年）を参照。

(29) この点について、拙稿「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（2）」国士舘法学第22号132頁（1990年）を参照。

ち、前訴においてある防御方法（defense）を主張しない場合に、後訴においてその防御方法を訴訟原因として積極的に使用することは排斥されるであろう。なぜなら、前訴において提出されなかった防御方法に基づいて後訴での救済を認めることは、しばしば前訴判決と論理的に矛盾した判決をもたらすからである。しかし、ある防御方法を陳述しない場合に常にその後その防御方法を利用することが不可能となるわけではない。なぜなら、まず第一に既判事項の原則及び規則2.203（A）項の必要的併合のルールは、双方とも防御方法にではなく請求に適用されるからである。また第二に、前訴において防御方法が提出され敗訴した場合には後訴においてコラテラル・エストッペルが適用されるが、そのルールは伝統的に現実に争われた争点のみに適用され、提出されなかった防御方法には適用されないからである、とする(31)。

以上の問題について、本件控訴審判決は、ミシガン州最高裁の判例を引用して次のように指摘する。すなわち、積極的な救済を求める訴訟当事者の権利が、彼に対して主張された訴訟原因から独立しており、かつそれがその訴えに対する抗弁としてのみ使用されたときは、彼は、後訴においてそれに基づいて積極的な救済を求めることを遮断される。もし、当事者が、彼の請求を前訴における抗弁として使用しないか、または、前訴に対する反訴として使用しなかったときは、彼は、その後、別訴において積極的な救済を求めるための訴えを提起することを遮断されない、とする。この立場によれば、まず第一に、被告が前訴においてある抗弁を主張した時は、後にその抗弁を前提とした請求に基づく訴えを提起することは、コラテラル・エストッペルにより許されないものと解される。次に、被告が前訴においてある抗弁を主張せず反訴をも提起しなかった場合に、後にその抗弁を前提とした請求に基づく訴えを提起することは、原則として許されることになるものと思われる。もっとも、上述の注釈書が指摘するように、当該抗弁に基づき後訴での救済を認めることが、前訴判決と論理的に矛盾した判決をもたらす場合は、既判事項の原則により遮断されることになる場合があるものと思われる。第三に、被告が前訴において反訴を提

(30) 2 R.Longhofer, E.McKenna, A.Saltzman & S. Deming, Michigan Court Rules Practice, §2203.6 (6th ed.2016).

(31) この点について、拙稿・前掲国士舘法学22号141頁以下を参照。*See also* 2 J.Martin, R.Dean & R. Webster, Michigan Court Rules Practice 29 (3d.ed.1985).

起した時は、当該反訴請求には既判力が生じるとともに、当該反訴請求と同一の事件から生じたその他の請求に基づいて後訴を提起することは、規則2.203（A）項に基づき遮断されることになるものと考えられる[32]。

（23）McCoy v. Michigan[33]

McCoy は、1989年に、ミシガン州刑務所（MDOC）において、刑務所看守としてその業務を始めた。しかしながら、彼の身分については争いがあった。McCoy は、性差別、人種差別、および報復に関する多くの書面を、内部において、および外部の代理人により提出した。

McCoy はまた、多数の MDOC の方針に違反した結果として、数度の懲戒、譴責、および停職を受けた。McCoy は MDOC により解雇されたが、その後、少なくとも２度復職した。しかしながら、本件と最も関連しているのは、2004年６月14に始まった一連の出来事である。彼の訴状によれば、その日、McCoy は、割り当てられた交替勤務を行っていたが、彼は、被告 Jeanne Higgins から、昼食をとるためその勤務を離れることについて許可を得た。McCoy は、Higgins が彼の申出を認めたにもかかわらず、後になって二つの MDOC の方針に違反して交代者なしに勤務を離れたと非難し、続いて彼に対して懲戒手続に服する旨を伝えた、と主張している。

McCoy は、方針違反と主張された行為についての MDOC による調査の間、職務を継続した。2004年９月30日の聴問の後、MDOC は、６月14日の行為を引用して、McCoy を解雇した。しかしながら、McCoy は、MDOC の主張とは反対に、彼の2004年の解雇は、計画的かつ意図的な人種差別と保護された活動を行ったことへの報復の産物である、と主張する。彼は、2006年２月24日に、連邦地方裁判所に本件訴えを提起し、ミシガン州、MDOC、および数名の MDOC の職員（個人および公務員の資格において）（一括して「被告ら」と呼ぶ）に対する請求を申し立てた。とりわけ、McCoy は、次のような主張を行った。すなわち、1964年の市民的権利に関する法律（42U.S.C.§2000e et.seq.〔Title VII〕）に違反する人種差別と報復的解雇、ミシガン州の市民的

（32）*See also* J. Friedenthal, M. Kane & A. Miller, Civil Procedure §14.6（1985）.
（33）369 Fed.Appx.646（2010）.

権利に課するElliott-Larsen法（Elliott-Larsen Civil Rights Act, Michigan Compiled Laws §37.2201 et seq.）に違反する人種および報復的解雇に基づく不平等な取扱い、および平等保護、適正な過程、ならびに第一修正（42U.S.C.§1983）の違反、であった・・・。

本件を複雑にしているのは、McCoyがMDOCに対して訴えを提起したのは、本件訴えが最初のケースではない、という事実である。むしろ、本件訴訟は、McCoyが雇用上の差別的な取扱いを主張して州または連邦裁判所に対して提起した三度目の訴訟である。最初の訴訟は、McCoy が一連の規則に違反した後、1997年のMDOCによる彼の解雇（最終的に復職）から生じた。McCoyは、性差別に基づき懲戒を受けたと考え、1999年5月3日にミシガン州裁判所に訴えを提起した（州裁判所の訴訟）。州裁判所は、2000年11月3日にこの請求を棄却したが、McCoyに対して訴えの変更を行うための15日の期間を付与した（Doc.12-22〔Mich.Cir.Ct.Order11/3/00 at 2〕）。不可解にも、McCoyに訴えの変更を認める裁判は、2002年6月12日まで登録されなかった。

その間、2001年10月4日、McCoyは、性差別、人種差別および報復を主張して、ミシガン州東部地区合衆国地方裁判所に第二の訴えを提起した。被告らは、既判事項の原則に基づく却下の申立てを行い、州裁判所の訴訟を指摘した。連邦訴訟は　連邦民訴規則12(b)(1)および12(b)(6)に基づく審理の後、2002年4月4日に棄却された（Doc.12-23〔Dist.Ct.Order 4/4/02〕）。McCoyは、阻止されることなく（Undeterred）、州裁判所において、州裁判所の訴訟の再開を申し立てた。この申立てがいつ、どのような根拠に基づいてなされたかは記録上明らかでなく、また同様にMcCoyがどのような主張を行ったかも明らかでない。しかしながら、2004年11月24日、おそらくMcCoyの訴訟事件を再開した後、州裁判所は、被告らの正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、それゆえ、最終的に州裁判所の訴訟事件を終結させた（Doc.12-21〔Mich.Cir.Ct.Order11/24/04〕）。この訴訟の棄却は、McCoyが2004年6月の行為に基づいて解雇されてからほぼ一カ月後に、かつ彼が依然として、労働協約により必要とされる適切な不服申立手続を通してその解雇を争っている間になされた。

2006年2月24日、McCoyは、ミシガン州東部地区合衆国地方裁判所に本件訴えを提起し、もっぱら金銭上の救済を求めた。被告らは、地方裁判所におい

て（本件控訴審においても同様）、McCoy の請求は、既判事項の原則、制限免除および主権免除により遮断されると主張した。2007年４月10日の裁判において、地方裁判所は、被告らの正式事実審理に基づかない裁判の申立てを一部認容かつ一部棄却し、既判事項の原則は適用されないが、McCoy の請求のいくつかは、制限免除および主権免除により遮断されると考えられる、と判示した（Doc.18〔Dist.Ct.Order　4 /10/07〕）。2008年３月31日、被告らの再検討を求める申立てに促され、地方裁判所は、最終的に既判事項の原則に基づき McCoy の請求を棄却した（Doc.36〔Dist.Ct.Order 3 /31/08〕）。McCoy は、適時に控訴した。

Karen Nelson Moore 巡回控訴裁判所裁判官は、以下のように判示して、被告らの申立てを認容した地方裁判所の裁判を取り消し、当裁判所の意見に従ってさらに審理させるため、本件を地方裁判所に差し戻した。

「地方裁判所は、McCoy の訴え（請求）を次のような理由に基づき棄却した。すなわち、州裁判所の訴訟[34]が、本件訴訟を遮断する、というものであった。『当裁判所は、改めて、地方裁判所の既判事項の原則の適用を審査し』[35]、地方裁判所が本件において既判事項の原則を適用したのは誤りであった、と結論付ける。

合衆国憲法における十分な信頼と信用条項およびその適用のための制定法[36]は、連邦裁判所が、州裁判所の判決に対して遮断効を付与することを要求している。当裁判所は、『州裁判所の判決に対して、その判決が言い渡された州の法によりその判決に対して付与されるであろうものと同一の遮断効を付与しなければならない』ので、その適用可能性を判断するため、ミシガン州法上の既判事項の原則を検討する[37]。

ミシガン州では、既判事項の原則は、以下のような要件を充足する場合に後訴を遮断する。すなわち、『（１）前訴が本案について裁判されたこと、（２）

---

(34) McCoy v. Michigan Department of Corrections, No.99-90035-NZ（Mich.Cir.Ct.Nov. 24, 2004）.

(35) Bragg v. Flint Bd. Of Educ.570 F.3d 775,776（6th Cir.2009）.

(36) *See* 28U.S.C.§1738.

(37) Migra v. Warren City Sch.Dist.Bd.of Edu.,465U.S.75, 81, 104S.Ct.892,79L.Ed.2d56（1984）;*see also* Young v. Township.of Green Oak,471F.3d674,680（6thCir.2006）.

両訴訟が同一の当事者または彼らの関係人を含んだこと、および（３）第二の訴訟における事項が、第一の訴訟において解決されまたは解決することができたこと、である』[38]。ミシガン州は、既判事項についての広い考察方法（アプローチ）を採用しており、これらの三要件が存在すれば、『実際に争われた請求だけではなく、同一の事件から生じた請求で、当事者が適切な注意を払えば、提起することができたが提起しなかったすべての請求を遮断する』[39]。このようなアプローチは、『事件の基準』と呼ばれてきた[40]。被告らは、既判事項の原則の適用が可能であることを証明する責任を負う[41]。

第一の要件について検討すると、当裁判所は、州裁判所の棄却判決は本案に関する判決であるという点で、被告らに同意する[42]。さらに、既判事項の第二の要件は充足されている。なぜなら、当事者の同一性が存在するからである。第一に、MDOC は、州裁判所の訴訟において当事者とされていた。McCoy は、本件訴訟において、被告 Jeanne Higgins, Kenneth Romanowski, Gerald Conway, Eddie Cargor, Kathy Warner, John Jungling らを個人および職員の資格において追加し、またミシガン州をも追加した。しかしながら、ミシガン州法によれば、『当事者の完全な同一性は必要とされない』。むしろ、ミシガン州裁判所は、『利益の実質的同一性と、非当事者の利益が在廷当事者により提示されかつ保護されるような機能的関係』を要求している[43]。この要件は、先の訴訟の政府機関である被告（ここでは、MDOC）と本件の被告ら（ここでは、個別に被告とされた者）とが、使用者と被用者の関係を有する場合に充足されるのであり、前訴請求が、後訴請求におけると同一の資格で被告らに対して提起されたかどうかにかかわらない[44]。

MDOC とミシガン州との間の当事者的関係の問題は、常にそれほど容易に

---

(38) Young, *id*.471F.3d, at680（内部の引用符は省略）; *see also* Washington v. Sinai Hosp.of Greater Detroit, 478Mich.412,733 N.W.2d755,759（2007）.

(39) Washington,*supra* note（38),733N.W.2d ,at759（強調が付加）; *see also* Young, *id*. 471F.3d at680; Dubuc v.Green OakTwp.,312F.3d736, 747（6th Cir.1992）; Katt v. Dykhouse, 983F.2d 690, 693（6th Cir.1992）.

(40) Washington, *id*.733N.W.2d ,at760.

(41) Baraga County v. State Tax Comm'n, 466Mich.264,645N.W.2d13, 16（2002）.

(42) *See* Brownridge v. Mich.Mut.Ins. Co.,115Mich. App.745, 321N.W.2d798,799（1982）.

(43) Adair v. Michigan, 470Mich.105, 680N.W.2d 386, 396, 397（2004）（内部の引用符は省略）。

解決される問題ではないが[45]、本件で当事者の同一性が存在するとの判断において、当裁判所は、ミシガン州を含めて、被告らが既判事項の原則を防御的に主張しているという事実を前提とする。Monat v. State Farm Insurance Co. 事件[46]において、ミシガン州最高裁は、当事者がコラテラル・エストッペルを防御的に援用した際、相互性は要求されない旨判示した[47]。ミシガン控訴裁判所は、この命題を Motuelle 事件における請求遮断効を含む事件に拡張し、そのような事例においても、同様に相互性は要求されない、と結論付けた[48]。

被告らが、既判事項の原則の残りの要件、すなわち McCoy の2004年の解雇に関する請求が『同一の事件』から生じたため、州裁判所の訴訟において解決されまたは解決することができたという要件について、証明責任を果たし立証したかどうかが、本件を左右する争点である[49]。ミシガン州の『事件の基準』によれば、ある一定の事実の集合体が既判事項の原則との関係において単一の『事件を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有しているかどうかを考慮することにより、実用的に判断されなければならない』[50]。事件の基準を使用する裁判所は、一般的に『新たな訴訟は、それが新たな事実に基づく先の事件の一部ではなく、新たなかつ独立した請求を定立する場合にのみ許されるであろうこと』を承認してきた[51]。

控訴審の記録における証拠によれば、1999年の州裁判所の訴訟における主要な争点とは、1997年における McCoy の解雇とその解雇の前後における差別的

（44）*See* Motuelle v. Ruffini, No.244557, 2004 WL 1254304, at 4（Mich.Ct.App.June 8,2004）（未公表の意見）.

（45）*See* Baraga County, *supra* note（36）、645N.W.2d at 16-17.

（46）469 Mich.679, 677N.W.2d 843（2004）

（47）*Id*. at 850.

（48）Motuelle,*supra* note（44）,at 4 n.3.

（49）*See* Adair, *supra* note（43）, 680N.W.2d at 398（重要な問題とは、本件訴訟における請求が、前訴請求におけると同一の事件の一部として生じたかどうかである）.

（50）*Id*.（*quoting* 46 Am.Jur.（Second）Judgments）（強調は省略）.

（51）Hatch v.Boulder Town Council, 471F.3d1142, 150（10th Cir.2006）（citing Storey v. Cello Holdings,L.L.C., 347F.3d 370,384（2d Cir.2003）（Sotomayer,J.））; *see also* 18 Moore's Federal Practice §131.21［1］（3d ed.2009）（もちろん、もし新たな事実が、前訴請求と異なるかつ区別された新たな請求を定立するときは、請求遮断効は適用されない）.

な出来事であった。被告らが2002年の連邦上の正式事実審理に基づかない申立てにおいて McCoy の請求を特徴づけたように、州裁裁判所の訴訟において、McCoy は、『彼は、性差別と報復に基づく差別を受けたのであり、それらの差別的行為は、1999年10月 8 日から、2001年10月 4 日に及んだ』、と主張した[52]。

しかしながら、McCoy の2006年の連邦裁判所における訴えとその訴えにおいて主張された事実を実用的に解釈するならば、本件は、2004年の McCoy の解雇をめぐるものであり、州裁判所におけるものとは全く異なる『事件』を構成しており、それゆえ既判事項の原則の適用を排除するのである。州裁判所の対象となった最初の出来事は、本件において主張された事実と請求とは、時間的にかなり隔たっていた。被告らは、州裁判所の訴訟は、1999年から2001年までの出来事を含むものと指摘した一方、本件における訴えは、もっぱら2004年内に起こった出来事を含んでいるのである。McCoy は、『1999年から2003年にかけて」、「個人的に性的差別を主張した多くの内部告発書を提出したこと』をその訴状において言及しているが（Doc.1〔Compl. ¶13〕）、この陳述は、主張された訴訟原因を含むものとして解釈することはできない。それは、両当事者間におけるいささか騒然とした関係についての単なる背景事情に過ぎないのである。

しかしながら、さらに重要なのは、州裁判所の訴訟と本件訴訟とは、双方とも差別及び報復に基づく請求を含んでいるにもかかわらず、それらは、同一の MDOC の行為から生じたのでもなく、また同一の MDOC の行為に関連したものでもないのである。McCoy の連邦訴訟における要点とは、彼の2004年の解雇および同年 6 月以降になされた解雇をめぐる種々の活動と苦情申立ては、それ以前に生じていた事項にもかかわらず、それ自体で訴えを提起することが可能である、ということである。本質において、両請求の原因（origin）は、まったく同一ではないのである[53]。

---

(52) Def.Br.in Support of Mot.Dismiss2/20/02, at 1, 5, filed in McCoy v. Michigan Dep' of Corr., No. 01-73785（E.D.Mich.Apr.4.2002）.

(53) *Cf.* Brownridge, *supra* note（42）,321N.W.2d at 799（両訴訟は、同一の解雇から生じたので、両訴訟は同一の事件から生じたのであり、両訴訟は、適切に訴訟の主題に属した論点を含んだのであり、かつ両訴訟は同一の争点事項を含んだのである（変更および引用符は省略））; Young, 471 F.3d at 681（既判事項の原則は、適切に使用者による被用者の解雇の

当裁判所はまた、被告らの次のような主張、すなわち、地方裁判所がMcCoyの解雇の時点において、なお1999年の州裁判所の訴訟において判決を言い渡さなければならなかったという事実により、事件の単一性は明らかであるとの主張も説得力を有するものではない、と考える。ミシガン州は、既判事項についての広い見解を採用しているが、当裁判所は、前訴において解決することのできた請求の遮断というものが、必ずしも、前訴における最初の訴答書面が提出された後に生じた新たなかつ独立した請求を含むとは考えない[54]。McCoyが州裁判所の訴訟において主張した最初の請求についての追加的な表明が、州裁判所の訴訟における本案の裁判の前に続いて生じたならば、McCoyは、『最初の訴えを変更して、それらの新たな主張を追加することを義務付けられた』であろう[55]。しかし、上述のように、本件訴状において主張された事実は、McCoyの2004年の解雇に関するものであり、州裁判所の訴訟がその基礎としたのと同一の事件の一部ではない[56]。

さらに、被告らは、特別なミシガン州における併合のルールにより、McCoyが彼の新たなかつ独立した請求を既に係属中の州裁判所の訴訟に追加することを要求される、との主張を行わなかった。ミシガン裁判所規則2.203（A）項は、これに関連して次のように定める。すなわち、訴答書面は、『訴答書面の送達の時点において、訴答者が相手方当事者に対して有する請求が、訴

判断に基づく請求を遮断した、なぜなら、その解雇は、「新たな差別行為ではなく」、むしろ被用者を職場に復帰させないという、先に被用者が争ったのと「同一の判断」であったからである、と判示）; Cemer v. Marathon Oil Co., 583F.2d 830, 832（6thCir.1978）（「第一および第二の両訴訟は、主張によれば単一の違法行為、すなわちMarathonによるCemerの解雇について救済を求めている」）.

（54）*See* Rawe v. Liberty Mut. Fire Ins. Co., 462F.3d 521, 530（6th Cir.2006）（「訴えの変更の書面を提出する機会は義務ではないという根拠に基づき」、原告が訴えの変更を行うことができたという理由により既判事項の原則が適用されるとの主張を排斥（引用符は省略））.

（55）Dubuc, 312F.3d at 750.

（56）*Cf. Id.* at 751（本件のように、進行中と主張されている報復が、実際には、被告が先に裁判所により適切なものと認定されたのと同一の行為の経過を継続しているときは、後訴の裁判所は、原告は単に同一の請求を再度争おうとしていると判断しなければならない）; Doe v. Allied-Signal, Inc., 985F.2d908, 914（7th Cir.1993）（たとえ原告が、別訴提起の際にある訴訟の事実上の根拠を認識しているとしても、彼（彼女）は、もしそれらの請求が同一の事件から生じたのでなければ、それらすべての請求を併合提起する義務を負わない）.

訟の主題である取引または事件から生じたときは、それらすべての請求を併合しなければならない』（強調が付加された）。先に確認されたように、州裁判所の訴訟と2004年の連邦上の訴訟とは同一の事件から生じたものではなく、またMcCoyは、彼が州裁判所の訴訟における訴答書面を提出してかなりたってから、2004年の根拠に基づく請求を有したのである・・・。

要するに、当裁判所は、McCoyの訴訟は、既判事項の原則により遮断されない、なぜなら、その訴訟が根拠とする請求は、州裁判所の訴訟におけるものと同一の事件を構成するものと述べることはできないからである、と判示する。2004年の解雇に関するMcCoyの差別及び報復に基づく請求は提起されなかったし、また州裁判所の訴訟の係属中に併合提起される必要はなかった、なぜなら、被告らは、それらの請求が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有することを証明しなかったからである。McCoyの本件訴状は、新たな事実に基づいた新たなかつ独立した請求を陳述している。これと異なる地方裁判所の判断は誤ったものである・・・」。

本件では、原告が、1997年の被告MDOCによる彼の解雇（最終的に復職）は性差別に基づくものであると考え、1999年5月3日にミシガン州裁判所に提起した訴えにおける請求と、同一の原告が、2006年2月24日に、連邦地方裁判所に提起した訴えにおける連邦法上の請求とが、必要的請求併合のルール（既判事項の原則）との関係で、同一の事件から生じたかどうかが問題となった。

ミシガン裁判所規則2.203(A)項の必要的請求併合のルールは、原告が、同一の事件から生じた被告に対して有するすべての請求を単一の訴訟において併合することを要求している。したがって、まず第一に、原告が被告に対して有する数個の請求が同一の事件から生じたものでないときは、原告はそれらの請求を併合する必要はない。第二に、原告が被告に対して有する数個の請求が同一の事件から生じたものでないときは、原告は、一方の請求に関する訴訟が係属中、他方の請求について追加的変更（併合）を行うことは必要とされない。第三に、原告が被告に対して有する数個の請求が同一の事件から生じたものでないときは、一方の請求に関する訴訟の係属中、他方の請求につき訴えを提起しても、重複訴訟禁止の原則には違反しない。そして、第四に、原告が被告に対して有する数個の請求が同一の事件から生じたものでないときは、一方の請求につき本案判決が下され確定した後でも、他方の請求に基づく後訴は遮断され

ない、という結論になると考えられる。

本件では、必要的請求併合のルール（既判事項の原則）の適用の前提となる「同一の事件」の基準について、控訴裁判所は、ミシガン州では「同一事件」の基準が採用されていることを指摘し、ある一定の事実の集合体が既判事項の原則との関係において単一の事件を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有しているかどうかを考慮することにより、実用的に判断されなければならない、とした。その上で、まず第一に、州裁判所の対象となった最初の出来事は、本件連邦裁判所において主張された事実と請求とは、時間的にかなり隔たっていたことを指摘する。すなわち、被告らは、州裁判所の訴訟は、1999年から2001年までの出来事を含むものと指摘した一方、本件における訴えは、もっぱら2004年内に起こった出来事を含んでいる、とする。第二に、さらに重要な点として、州裁判所の訴訟と本件訴訟とは、双方とも差別及び報復に基づく請求を含んでいるにもかかわらず、それらは、同一の MDOC の行為から生じたのでもなく、また同一の MDOC の行為に関連したものでもないことを指摘する。McCoy の連邦訴訟における要点とは、彼の2004年の解雇および同年 6 月以降になされた解雇をめぐる種々の活動と苦情申立ては、それ以前に生じていた事項にもかかわらず、それ自体で訴えを提起することが可能である、ということである。本質において、両請求の原因（origin）は、まったく同一ではないのである。

以上の観点から、控訴裁判所は、その訴訟が根拠とする請求は、州裁判所の訴訟におけるものと同一の事件を構成するものと述べることはできないので、McCoy の訴訟は、既判事項の原則により遮断されない、と判示した。また、それらの請求は、時間、場所、原因または動機の点で関連性を有していなかったので、2004年の解雇に関する McCoy の差別及び報復に基づく請求は提起される必要はなかったし、また州裁判所の訴訟の係属中に併合提起される必要はなかった、と判示した。McCoy の本件訴状は、新たな事実に基づいた新たなかつ独立した請求を陳述している、と指摘した。

（24）Tyler v. Roesner[57]

本件控訴事件は、隣人同士の紛争から生じた。原告 B. A. Tyler および Wilbert HutChings は、被告が、明らかに財産上の損害賠償請求事件において

敗訴したことに狼狽し、継続的に、原告らの名誉を棄損しあるいは彼らに損害を与えるような行動をとったと主張した。原告らは、主張された損害に対して救済を求めるため本件訴訟を提起したが、それらの訴訟は、正式事実審理を行わずに棄却されたため、控訴した。控訴裁判所は、これらの控訴を棄却し、次のように述べた。

「原告 Tyler は、事実審裁判所が、彼の名誉棄損に基づく請求について、被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容したのは誤っている、と主張する。当裁判所は、この主張を採用しない。控訴審において、当裁判所は、再度、正式事実審理に基づかない裁判の申立てについての事実審裁判所の裁判を審理する・・・。被告らは、MCR2.116(C)(8)に基づき、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行った。『MCR2.116(C)(8)に基づく申立ては、以下のような場合に適切に認容される。すなわち、訴状が、救済を付与することできる請求を陳述していない場合、である』[58]。

最初の変更後の訴えにおいて、原告 Tyler は、名誉棄損についての以下のような事例を列挙した。すなわち、（１）2004年７月25日、被告は、原告 Tyler が彼女に対して原告の家屋から立ち退くことを求めた際、原告 Tyler の行為により損害を被ったと述べた。（２）2004年８月24日、被告は、Oxford 町における地位を利用して、原告 Tyler に対する訴えを提起した（それは、外灯条例違反に基づくものであったが、棄却された）・・・。事実審裁判所および控訴審では被告により指摘されているように、原告 Tyler による名誉棄損を根拠とする請求のうちの五つの請求は、2006年（原告が彼の最初の訴状を提出した年の１年前）の５月17日以前に発生しており、それゆえ、それらは、出訴期限法により遮断される・・・。名誉棄損と主張される申述の残りのものは、警察への報告書または裁判手続においてなされたものであり、原告 Tyler の側の違法行為を主張したものである（申述８および９は除くものとする。それは、後に論じられる）・・・。当裁判所は、保安官署および Oakland 郡動物管理課に対する被告らの申述、個人保護命令を求める一方的申立（PPO）およびその他の裁判手続における申述、及び弁護士苦情処理委員会に対する申立てにおける申述

(57) WL 22920028 (2010).

(58) A &E Parking v. Detroit Metropolitan Wayne County Airport Authority, 271Mich. App.641, 643; 723 NW2d 223 (2006)（内部の引用および引用符は省略）.

は、すべて免除特権を受けるのであり、事実審裁判所は、適切にこれらの請求に関する被告らの正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した、と結論付ける。残る二つの申述は、原告 Tyler の飼犬による攻撃を受けたとの主張について、Oxford 町および Oxford 町理事会に対してなされた・・・。当裁判所は、彼女が原告 Tyler の飼犬による攻撃を受けたとの申述は、名誉棄損の申述ではない、と判断する・・・。

次に、原告 Tyler は、事実審裁判所が再審理の申立てを却下したのは誤っている、と主張する。当裁判所は、この見解を採用しない。当裁判所は、裁量権の濫用を根拠とする再審理の申立てについての事実審裁判所の裁判を審理する(59)。『裁量権の濫用が生じるのは、その裁判が、原則的な結果の範囲を逸脱する結果となるような場合である』(60)。事実審裁判所が、『事実審裁判所の最初の裁判の前に訴答しまたは主張することのできた法的視点（リーガル・セオリー）と事実に基づく申立てを認めなかった点に、何らの裁量権の濫用も存在しない』(61)。さらに、当裁判所は、『訴答の変更の許可を認めなかった事実審裁判所の裁判が裁量権の逸脱を構成しない以上、その裁判を取り消さないであろう』(62)。

事実審裁判所が、被告の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した後、原告 Tyler は、再審理の申立てを行い、以下のように主張した。すなわち、裁判所は、（1）自らの認定を根拠づけるため、未公表のかつそれゆえ拘束力のない判例を前提にし、（2）出訴期限法に関して誤った見解を採用し、かつ（3）訴えの変更を許可しなかった点に、裁量権の濫用がった、というものであった・・・。原告 Tyler はまた、特別な損害、手続の濫用およびストーカー行為（stalking）を主張するため、訴えの変更を求める申立書を提出した。当裁判所は、原告 Tyler の再審理の申立ておよび訴えの変更の申立てを認めなかった事実審裁判所の判断に誤りはない、と認定する・・・。

最後に、当裁判所は、原告 Tyler のその他の請求（手続の濫用、民事上のストーカー行為、および精神的苦痛の故意の発生）は、変更された最初の訴えに

(59) Woods v. SLB Property Management, LLC, 277Mich.App 622, 629; 750NW2d 228 (2008).

(60) *Id.* at 625.

(61) Woods, 277Mich. App at 630（内部の引用と引用符は省略）.

(62) Ormsby v. Capital Welding, Inc., 471Mich.45, 53; 684NW2d 320 (2004).

含められなかったのであり、それゆえ、棄却されたのは正当であった、と判断する。MCR2.111(B)(1)は、『訴え、反訴、共同訴訟人間請求、または第三当事者請求は、・・・相手方当事者に対して、彼が防御を必要とする請求の内容を知らせるのに必要な明確な主張を含まなければならない』、と定める。

さらに、MCR2.203(A)項は、次のように定める。すなわち、相手方当事者に対して請求を陳述する訴答において、訴答者は、彼が訴答書面送達の時点において、相手方当事者に対して有する請求が訴訟の主題である取引または事件から生じ、その裁判のために裁判所が管轄権を獲得することのできない第三者の在廷を必要としないときは、それらすべての請求を併合しなければならない、と定める。

訴えの変更を求める申立ては、通常は認められるべきであるが、以下のいずれかの事情が存在するときは、認められない。すなわち、（１）著しい遅滞、（２）申立人側の害意または訴訟引延ばしの動機、（３）先に許可された訴えの変更により瑕疵の治癒を繰り返し行わないこと、（４）訴えの変更を許可することにより相手方当事者に対して生じる著しい不利益、及び（５）無益であること、である[(63)]。

原告 Tyler は、すでに一度、訴えの変更を行っており、正式事実審理に基づかない裁判の申立てが認容された後に、（すでに主張されたものと同一の事実を根拠とする）民事上のストーカー行為および手続の濫用に基づく請求の追加を求めたので、事実審裁判所が、訴えの変更を許可しなかった点に裁量権の濫用はなかった・・・」。

本件では、原告が被告に対して、名誉棄損を根拠とする請求に基づき訴えを提起し、この訴えについて裁判所による正式事実審理に基づかない裁判の申立てが認容された後に、原告がすでに主張されたものと同一の事実を根拠とする請求の追加の申立て（追加的変更の申立て）を行うことが許されるかどうかが問題となった。

ミシガン裁判所規則2.203(A)項の必要的請求併合のルールによれば、原告は、同一の事件から生じた被告に対して有するすべての請求を単一の訴訟において併合することを要求される。そこで、原告が、同一の事件から生じた数個

(63) Sands Appliance Servs v. Wilson, 463Mich.231,240; 615 NW2d 241 (2000).

の請求のうちの一つの請求のみについて訴えを提起した場合、原告は、同一の事件から生じたその他の請求を追加的に併合することを要求されることになる（請求の必要的追加的変更）。そして、原告がその請求を追加的に併合せずに前訴が終結し判決が確定した後に、当該請求について後訴を提起することは、必要的請求併合のルールにより遮断されることになる。

そこで、本件についてこの点を検討すると、本件では、原告が被告に対して名誉棄損を根拠とする訴えを提起し、その訴訟の係属中に最初の訴えの変更を行った。そして、その後に、裁判所による正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容する裁判がなされ、その裁判に対して原告が再審理の申立てを行うとともに、最初の訴えの変更の際に主張されていなかった事実に基づき請求の追加的併合を行うための訴えの変更の申立てを行ったものである。この点について、控訴裁判所は、訴えの変更を求める申立ては、通常は認められるべきであるが、以下のいずれかの事情が存在するときは、認められないことを指摘した。すなわち、（1）著しい遅滞、（2）申立人側の害意または訴訟引延ばしの動機、（3）先に許可された訴えの変更により瑕疵の治癒を繰り返し行わないこと、（4）訴えの変更を許可することにより相手方当事者に対して生じる著しい不利益、及び（5）無益であること、という事情が存在する場合であるとする。原告は、最初の訴えの変更の際に、容易にすでに主張されたものと同一の事実を根拠とする請求の追加の申立てをも行うことができたにもかかわらずそれを行わず、裁判所により正式事実審理に基づかない裁判の申立てが認容された後になって初めてそれらの請求についての追加的変更を申し立てたのであり、このように原告側の請求不併合に対する帰責性が極めて大きい時は、MCR2.203（A）項の必要的併合請求のルールに基づき、請求の必要的追加的変更（併合）自体を認めないものと判断したものと考えられる。

（25）Bloch v. Bloch[(64)]

原告および被告は、2001年4月6日に婚姻をし、未成年の女児を儲けた。2007年5月22日、被告は、離婚訴訟を提起した。2008年6月16日、離婚の終局判決が言い渡された。原告によれば、離婚訴訟の係属中、被告は、夫婦の子について完全な監護を要求した。原告の主張によれば、その結果、被告は原告に

(64) WL 3447897 (2010).

よる身体的虐待に関する報告書を偽造し、原告がその子に対して行った性的虐待についての多くの虚偽の主張を報告し、かつそのような報告がなされるようにした。原告によれば、これらの主張の結果、二つの異なる児童保護局（CPS）の調査、当事者および子の心理学的調査、及び一連の警察署による捜査を受けた。原告はまた、心理学的な評価、ポリグラフによる調査を受けさせられ、また少なくとも一回逮捕された。離婚訴訟の係属中、事実審裁判所は、それらの主張は理由がなく、またその認定は、当事者および子を調査した心理学者により支持された。

離婚訴訟の終結後、原告は訴えを提起し、被告に対して損害賠償を請求した。原告の最初の訴状にも変更された訴状のいずれにおいても、彼は明確には訴訟原因を述べていなかったが、被告の詐欺的行為および彼女の「害意のある、故意のかつ理不尽な行為」に対して、損害賠償を求めた。

被告は、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行い、MCR2.116(C)に基づき管轄権の欠如を根拠とする却下を求めるとともに、原告の請求は、MCR2.116(C)(7)に基づき既判事項の原則により遮断されることを根拠として、却下を求めた。事実審裁判所は、被告の申立てを認容した。当事者は離婚についての審理を行わなかったが、和解に達したことに注目し、事実審裁判所は、原告は離婚の審理において、不適切な行為に基づく彼の請求を提起し、彼の財産上の和解額を減少させる根拠として利用するか、離婚手続に関連する他の救済を獲得すべきであった、と認定した。事実審裁判所はまた、原告は、被告の違法な行為を理由として、離婚手続の再開を求めることができたことにも注目した。裁判所は、既判事項の原則が原告の訴訟を遮断する、と判示したため、原告が権利としての控訴を提起した。控訴裁判所は、以下のように判示して、さらなる審理のために本件裁判を取り消し差し戻した。

「控訴審において、原告は、最初に、既判事項の原則は彼の訴訟を遮断しない、と主張した。彼は、ミシガン法は、悪意訴追を根拠とする請求が離婚訴訟に吸合される（merged）ことを要求していない、と主張する。当裁判所は、正式事実審理に基づかない裁判を認容しまたは却下するため、改めて事実審裁判所の裁判を審査する・・・。既判事項の原則が適用できるかどうかは、控訴審において覆審的な審査に従う法律上の問題でもある・・・。

既判事項の原則は、同一の事件から生じ、前訴において争うことができた

が、争われなかった請求を遮断する[65]。既判事項の原則を主張する当事者は、以下の事項を証明しなければならない。

すなわち、『（1）前訴が本案について判断されたこと、（2）前訴の裁判が、終局的な裁判であること、（3）第二の訴訟で争われている事項が、前訴において解決されまたは解決することができたこと、及び（4）両訴訟が、同一の当事者または彼らの関係人を含んだこと、である』[66]。

既判事項の原則の目的とは、多数の訴訟による費用や応訴の煩から当事者を救済し、司法資源を節約し、裁判への信頼性を高めることにある[67]。しかしながら、それは、外在的（extrinsic）詐欺を支持しまたは犯罪の重要な要件を証明するために援用することはできない・・・。

近時、Begin v. Mich. Bell Tel. Co. 事件[68]において、当裁判所は、ミシガン法の下における既判事項の原則の広い適用範囲に注目して、上述の第三の要件に関する既判事項の原則の及ぶ範囲を、以下のように明確に述べた。すなわち、ミシガン州は、その目的を達成するため、既判事項の原則を広く適用している[69]。『一般に、既判事項の原則は、同一の事件または出来事から生じた後続する訴訟を遮断するために適用される』[70]。それゆえ、ミシガン州における広範囲な既判事項の原則によれば、その原則は、『すでに争われた請求だけでなく、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提起しなかったすべての請求をも遮断する』[71]。どのような場合に、後訴請求が適切な注意を払えば前訴において提起することができたことを理由として、既判事項の原則が後訴における請求を遮断するかを判断するために、採用することのできる二つの基準が存在する。すなわち、『同一事件の基準』と『同一証拠の基準』である[72]。『同一証拠の基準』は、『同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要であるかどうかをその判断の基準とする』[73]。Dart

(65) Sewell v. Clean Cut Mgt., Inc., 463 Mich.569, 621N.W.2d (2001).

(66) Richards v. Tibaldi, 272Mich.App 522,531, 726N.W.2d770 (2006).

(67) Pierson Sand & Gravel, Inc. v. Keeler Brass Co., 460 Mich. 372, 380, 596N.W.2d 153 (1999) ; Richards, *supra* note (66), 272Mich.App.at 530, 726N.W.2d 770.

(68) 284Mich.App.581, 773N.W.2d271 (2009).

(69) Pierson Sand & Gravel, Inc. v. Keeler Brass Co., 460 Mich. 372, 380, 596N.W.2d 153 (1999).

(70) *Id.*

(71) Adair v. State, 470Mich. 105, 121, 680N.W.2d 386 (2004).

v. Dart 事件[74]において述べられているように、『既判事項の原則は、証拠または重要な事実が同一であるときに、同一当事者間での後続する訴訟を遮断する』。

ミシガン州はまた、既判事項の原則が後続する請求を遮断するかどうかを判断するもう一つの基準として、より包括的な『同一事件の基準』をも適用している。Adair 事件[75]において、裁判所は、両基準間の相違を明確にした[76]。すなわち、『同一証拠の基準によれば、もし、後訴を根拠付けるために必要な証拠が前訴を根拠付けたであろう場合、または同一の事実が両訴の訴訟追行にとり重要であった場合には、後訴は遮断される。〔同一の〕事件の基準は、異なる類型の救済または異なる法的視点に基づく救済の主張は、もし主要事実の単一の集合体が、救済の主張を生じさせるときは、なお単一の訴訟原因を構成する、と定める・・・。同一証拠の基準によれば、訴訟原因を構成するものは何かについての定義は、〔同一の〕事件の基準よりも、より狭いものとなる。判決のリステイトメントにおいて説明されているように、同一証拠の基準は、原告の主張する救済についての法的視点と結びついており、その結果、二つの請求は同一の事件の一部であるとしても、なお別個の訴訟原因と解されるのである。なぜなら、それらの請求が根拠とする法的視点を証明するために必要な証拠は異なるからである。これとは対照的に、〔同一の〕事件の基準は、より実用的なものである。このアプローチによれば、請求とは、事実に関わる用語（factual terms）により理解され、かつ事件と完全に重なり合うものと理解されており、それは、原告が利用することのできる実体法上の法的視点の数に拘わらないし、あるいは、それらの法的視点から生じる様々な救済の方式に拘わらない・・・。そして、それらの法的視点または権利を証明するために必要とされる証拠の相違に拘わらないのである』。

（72）*Id*. at 124, 680N.W.2d 386.

（73）Jones v. State Farm Mut. Automobile Ins. Co.,202 mich.App.393, 401, 509N.W.2d 829, *mod on other grounds* Patterson v. Kleiman, 447Mich. 429, 626N.W.2d 879（1994）.

（74）460Mich.573, 586, 597N.W.2d 82（1999）.

（75）Adair ,*supra* note（71）, at 124, 680N.W.2d 386.

（76）River Park, Inc. v. Highland Park, 184Ill.2d 290, 307-309, 703N.E.2d 883, 234Lii.Dec. 783（1998）（引用は省略）。

それゆえ、『同一事件』の基準を適用するミシガン州における既判事項の原則の広い適用によれば、前訴を証明するために必要な証拠が、後訴を証明するために必要な証拠と多少異なっていることは、決定的ではないであろう[77]。それに代えて、『ある事実の集合体が既判事項との関係で『事件』を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有するかどうか、およびそれらの事実が適切な審理の単位を形作っているかどうかを考慮して、実用的に判断されなければならない』[78]。

本件では、離婚訴訟は、本案について判断され、かつその判決は終局判決であった。さらに、同一の当事者が離婚訴訟と本件訴訟とにおいて含まれていた。それゆえ、残された唯一の争点とは、本件訴訟において争われている『事項』が、離婚訴訟において判断されまたは判断することができたかどうかである・・・。

本件では、上述の同一の事件の基準によれば、本件請求、または名誉棄損もしくは手続の濫用を根拠とする選択的請求は、同一事件の定義に当てはまるようにも思える。原告の訴訟原因を生じさせたと主張されている本件訴訟は、離婚訴訟自体の係属中に発生したのであり、監護の裁判、配偶者の扶養の裁判、または財産の分割において判断されうるであろう[79]。それらの事実はまた、共通の原因を共有していると論じることもできる。なぜなら、被告の虚偽の主張は、原告に親として子に接する時間を認めないようにしようとする試みと結びついていたからである。当事者は、離婚訴訟の係属中、子の監護について議論してきたので、それらの主張についての被告の動機もまた、離婚、すなわち当事者の娘について完全な監護権を得ようとすることと密接に関連していた。さらに、単に離婚訴訟が開始されるまではその請求は生じなかったということ自体、既判事項の原則を適用することの妨げにはならないのである・・・。

しかしながら、当裁判所は、不法行為訴訟と離婚訴訟とは、適切な審理の単

---

(77) Adair, *supra* note (71), at 124-125, 680N.W.2d 386.

(78) *Id*. at 125, 680N.W.2d 386, quoting 46 Am. Jur. 2d, Judgments 533, 801 (emphasis in Adair).Begin, *supra* note (68), 284Mich.App., at 600-601, 773N.W.2d 271.

(79) *See* McDougal v. McDougal, 451 Mich.80, 89, 545 N.W.2d357 (1996)（裁判所は、財産の分割について判断する際、エクイティの一般原則を考慮することができる）; MCL722.23 (f), (j).

位を形作っていないという原告の主張に説得力があると考える。不法行為上の請求の本案について裁判するには、陪審裁判が必要とされうるが、陪審裁判は、離婚訴訟では利用することができないという点で、原告の主張は正当である。時間のかかる不法行為訴訟は、当事者が彼らの生活をうまく送れるように財産処理と扶養の問題を迅速に解決しようとする離婚訴訟の目的、すなわち監護の問題が関連する場合はより重要になる目的を挫折させるように思われる・・・。

当事者を離婚させ、財産を分配し、かつ監護の紛争を解決することを目的とした離婚訴訟は、悪意訴追または名誉棄損を根拠とする不法行為訴訟とはまったく異なった内容の証拠（証明）を必要とする。関連性がある点は明らかである一方、両訴訟は、不可分に一体となっているわけではなく、同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要なものではない。

さらに、原告は、当事者間の前訴の離婚訴訟では被告であった。『被告は、反訴を提起するか交叉請求を提起するか、またはそれを将来の独立した訴訟のために保持しておくかを一般的に選択することができる』(80)。MCR2.203によれば、当事者は、反訴を提起し、『相手方が求めている額を超える救済またはそれと異なる救済を請求することができる』。MCR2.203(C). また、その規則によれば、相手方に対して訴えを提起した当事者は、単一の取引または事件から生じた相手方に対して有するすべての請求を併合しなければならないのである。MCR2.203(A). しかしながら、このことは、ある訴訟における被告が、同一の取引または事件から生じた彼（または彼女）自身の請求について訴訟を開始するために、そのような方法に限定されることを意味していない。MCR2.203(E)は、『必要的なものではなく任意的であり』、それゆえ『当事者がその反対請求を独立した別訴において追行することを許容しているのである』(81)。同様に、被告の独立した不法行為上の請求は、積極的抗弁として使用

(80) Eyde v. Charter Twp. of Meridian,118Mich.App.43, 52-53,324N.W.2d775（1982）. *See also* Eaton Co. Rd. Comm'rs v. Schulz,205Mich.App.371,376, 521N.W.2d 847（1994）（「訴訟原因と防御方法とは置き換えることができないので、原告である郡が前訴において被告に対して反訴を提起しなかったとしても、本件請求は遮断されないことを認めた」）.

(81) Salem Indus., Inc. v. Mooney Process Equip. Co., 175Mich. App. 213, 216, 437N.W. 2d 641（1988）.

され、後に独立した訴訟原因の根拠として使用されえないのである[82]。

要約すれば、原告は適切に、彼の不法行為上の請求を、離婚訴訟における反訴として提起するか、その訴訟において積極的抗弁として主張するか、または別訴を提起することができるのである。

当裁判所に提出されたいかなる訴訟資料も、前訴において、原告が彼の独立した不法行為上の請求を積極的抗弁として主張したことも、その請求を反訴として提起したことも示していない。事実審裁判所は、原告が前訴の再開の申立てを行い、その訴訟手続において救済を獲得すべきであると判断した一方で、裁判所規則は、彼がそのような選択をしないことを許容している。したがって、当裁判所は、事実審裁判所が原告の請求は既判事項の原則により遮断されると判示したことは、誤っていたものと判断する・・・。

当裁判所の意見に従いさらに手続を行わせるため、原判決を取り消し差し戻す。当裁判所は、管轄権を保持しない」[83]。

本件では、本訴被告（前訴原告）が本訴原告（前訴被告）に対して離婚訴訟の前訴を提起し、離婚を認容する判決が言い渡され確定した後、本訴原告が本訴被告を相手方として、離婚訴訟の係属中に被告により行われた悪意訴追または名誉棄損を根拠とする不法行為訴訟の後訴を提起した場合、原告の後訴は既判事項の原則（必要的請求併合のルール）に基づき遮断されるかどうかが問題となった事例である。

この点について、控訴裁判所は、既判事項の原則の目的とは、多数の訴訟による費用や応訴の煩から当事者を救済し、司法資源を節約し、裁判への信頼性

---

(82) Leslie v. Mollica, 236Mich.610, 615, 211N.W.267（1926）. *See also* Ternes Steel Co. v. Ladney, 364Mich. 614, 619, 111N.W. 2d 859（1961）.

(83) この控訴裁判所の多数意見に対しては、Saad 裁判官による次のような反対意見が付されている。すなわち、ミシガン州は、既判事項の原則を幅広く適用しており、元妻が子の虐待という虚偽の主張を行ったかどうかについての争点は、離婚訴訟において提起することができただけではなく、十分に指摘されていた。実際、虐待についての争点は、前訴の離婚訴訟において中心的なものであり、監護や親子の時間（parenting time）のような多くの訴訟上の事項と不可分に結びついていた。本件では、Bloch 氏（原告）は、再度同一の争点を主張しているが、次の機会としてその不服申立てを別個の不法行為に変えている。この種の「訴訟賭博」こそ、まさに既判事項の原則が阻止しようとするものであるとして、反対意見に立つものとされている。

を高めることにあり、ミシガン州における既判事項の原則はこの目的を達成するため、その適用を広く認めているとする。そして、その原則は、すでに争われた請求だけでなく、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提起しなかったすべての請求をも遮断するとする。そして、どのような場合に、既判事項の原則が後訴における請求を遮断するかを判断するための基準として、同一証拠の基準と同一事件の基準が存在するとする。「同一証拠の基準」は、同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要であるかどうかをその判断の基準とし、既判事項の原則は、証拠または重要な事実が同一であるときに、同一当事者間での後続する訴訟を遮断する。これに対して、「同一事件の基準」はより実用的なものであり、このアプローチによれば、請求とは、事実に関わる用語（factual terms）により理解され、かつ事件と完全に重なり合うものと理解されており、それは、原告が利用することのできる実体法上の法的視点の数に拘わらないし、あるいは、それらの法的視点から生じる様々な救済の方式に拘わらない。そして、それらの法的視点または権利を証明するために必要とされる証拠の相違に拘わらないとする。以上のような同一事件の基準によれば、ある事実の集合体が既判事項との関係で『事件』を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因または動機の点で関連性を有するかどうか、およびそれらの事実が適切な審理の単位を形作っているかどうかを考慮して、実用的に判断されなければならない、とする。

その上で、控訴裁判所は、同一事件の基準を採用することを前提として、本件について検討し、本件請求は、離婚訴訟自体の係属中に発生したのであり、監護の裁判、配偶者の扶養の裁判、または財産の分割において判断されうる等の理由から、離婚訴訟と同一の事件から生じたとも見られるとする。しかし、裁判所は、次のような理由で、原告の本件請求は、既判事項の原則により遮断されないとする。まず第一に、不法行為訴訟と離婚訴訟とは、適切な審理の単位を形作っていない点を指摘する。不法行為上の請求の本案について裁判するには、陪審裁判が必要とされうるが、陪審裁判は離婚訴訟では利用することができない。時間のかかる不法行為訴訟は、当事者が自らの生活をうまく送れるよう財産処理と扶養の問題を迅速に解決しようとする離婚訴訟の目的（監護の問題が関連する場合はより重要な目的）を挫折させるのである。第二に、当事者を離婚させ、財産を分配し、かつ監護の紛争を解決することを目的とした離

婚訴訟は、悪意訴追または名誉棄損を根拠とする不法行為訴訟とはまったく異なった内容の証拠（証明）を必要とすることを指摘する。第三に、関連性がある点は明らかである一方、両訴訟は、不可分に一体となっているわけではなく、同一の事実または証拠が両訴訟の追行にとり重要なものではないことを指摘する。両訴訟の間には一応関連性は認められるものの、それほど強い関連性が存在するわけではないことを意味するものと思われる。そして、第四に、原告は、当事者間の前訴の離婚訴訟では被告であったことを指摘した上で、被告は、反訴を提起するか交叉請求を提起するか、またはそれを将来の独立した訴訟のために保持しておくかを一般的に選択することができるとする。ミシガン州では、ミシガン裁判所規則2.203（B）項に基づき、被告が前訴において反訴を提起するかどうかは被告の意思に委ねられており、任意的反訴のルールが採用されている。これに対して、被告が前訴において反訴を提起した時は、ミシガン裁判所規則2.203（A）項に基づき、被告は当該反訴請求と同一の事件から生じたその他の請求を反訴として併合して提起しなければならないものとされている。反訴に関する以上のルールを前提として、裁判所は、被告が前訴において反訴の提起も積極的抗弁の提出をも行わなかったので、原告として独立した不法行為上の請求に基づく訴えを提起することができると判示したものと考えられる。

〔次号に続く〕